

昭和五十年五月二十二日提出
質問 第二一 号

ヒロセ電機の労使紛争に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和五十年五月二十二日

提出者 山本政弘

衆議院議長 前尾繁三郎 殿

ヒロセ電機の労使紛争に関する質問主意書

横浜市港北区菊名町に本社を置くヒロセ電機株式会社（以下会社という）の労使紛争について次の事項について質問する。

一 昭和五〇年二月五日ごろより会社は不況を理由に進退伺いをさせるようなことを実施したため、労使の紛争に加えて、労働関係法規に違反するという事件が起こっているが、その経過と現状について明らかにされたい。

二 会社の従業員で全国金属労働組合に加入している労働組合又は組合員から労働基準法違反についての申告、警察に対しての告訴、人権侵害についての人権擁護委員会への申し立てなどが出されたと聞いているが、その件数、内容、処理状況について明らかにされたい。

三 労働組合から不当労働行為救済申し立てが東京都労働委員会に行われているが、その内容と

進行状況を明らかにされたい。

四 会社における労使の紛争について、週刊紙、毎日新聞などで世論の糾弾を会社は受けているが、政府、労働省はいかなる経営者への指導並びに解決策があるのか明らかにされたい。
右質問する。